

第 406 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 平成 31 年 2 月 12 日 (火) 午後 1 時 32 分から午後 1 時 59 分

2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室第 2-1

3 出席者 公益代表委員 4 名 労働者代表委員 5 名 使用者代表委員 5 名

4 議事録

都留会長 定刻になりましたので、ただ今から第 406 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

課長補佐 はじめに、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。
本日は、公益代表委員の村上委員、黒田委員、労働者代表の小山委員、使用者代表の井上委員から、御欠席との連絡を頂いておりますが、委員定数 18 名のうち、14 名が御出席ですので、現時点におきまして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2 (12 名) 以上または各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 ありがとうございます。では、本日の議事録の署名は、審議会運営規程第 7 条に基づき、公益委員は私、労側委員は新井委員、使側委員は海老澤委員をお願いします。

ここで、事務局より 1 月 21 日の審議会で東京労働局長から私に手交された諮問文について訂正があるとのことですので、説明をお願いします。

基準部長 東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止決定につきましては、平成 31 年 1 月 21 日に開催されました第 405 回東京地方最低賃金審議会におきまして、東京労働局長より同審議会会長宛て、廃止決定の諮問を行ったところでございます。この諮問文に記載されました東京都出版業最低賃金の基本番号につきまして、本来、平成 24 年東京労働局最低賃金公示第 6 号と記載すべきところを、平成 20 年東京労働局最低賃金公示第 7 号と誤って記載してしまいました。誤った箇所について、訂正の上、配布させていただきます。御迷惑をお掛けして大変申し訳ありませんでした。

主任賃金指導官 それでは、諮問文 (写) を配布させていただきたいと思います。

(諮問文 (写) 配布)

都留会長 訂正の文書が行き渡っているようですので、私のほうから一言申し上げさせていただきます。

この誤記は年数の誤記であり、事務局のミスですが、この特定最低賃金の廃止は最低賃金法に基づく事案です。関連する文書等について、正確を期して作成していただきたいので、今後、こういうことがないように十二分に気を付けてください。

それでは、議事(1)「東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止決定について」に入ります。この件は、1月21日の審議会で東京労働局長から諮問があり、事務局で関係労使の意見聴取に関する公示を行っていますが、まず、その結果について事務局から説明してください。

賃金課長 御説明します。

東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止決定に係る意見につきましては、最低賃金法第25条第5項に基づき、平成31年1月21日付で意見聴取に関する公示を行いました。

提出期日までに、東京都出版業最低賃金の廃止決定について、1件の意見書の提出がありましたので、本日、資料1「東京都出版業最低賃金の廃止決定に係る意見書」として、お手元にお配りいたしました。

なお、東京都各種商品小売業最低賃金の廃止決定に係る意見書の提出はございませんでした。

それでは、小林補佐が意見書を読み上げます。

課長補佐 それでは、東京都出版業最低賃金の廃止決定について、日本出版労働組合連合会、東京地域協議連絡会から意見書が提出されていますので、その意見書を読み上げます。

(意見書朗読)

都留会長 ありがとうございます。意見書について、何か御意見、御感想などがありますか。使側委員はいかがでしょうか。

(無し)

都留会長 よろしいですか。労側委員、いかがでしょうか。

尾野委員 特にあるというわけではありませんが、出版の最低賃金の廃止を否定的に言っているものではないので、地域の審議会に対する御意見が多いと思いますが、廃止決定の問題については特に問題ないと言いますか、そ

都留会長 のままでよろしいという気はしました。
労側委員、他に御意見はございますか。

(無し)

都留会長 よろしいですか。
それでは、提出いただきました意見書の内容も踏まえて、東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止について審議いたします。

前回の諮問理由として、これら 2 業種の特定最低賃金について、東京都最低賃金を下回っていること、改正決定に係る申出がないことから、これらの特定最低賃金は「著しく不相当となったと認めるとき」に該当するものと考えるところでした。

この諮問理由も踏まえた、各側委員の御意見をお伺いしたいと思いません。

海老澤委員 まず、使側の御意見はいかがでしょうか。
特定最低賃金については、本来、特定の産業の基幹的労働者を対象として、地域別の最賃より高い賃金水準が必要な場合に設定されるということなのですが、東京の地域別最賃については、全国のどの特定最賃よりも高いという状況であるので、それを上回る特定最賃を設定する必要性があるとは、見だしにくくなっているということが言えるのではないかと思いますので、労働局長の決定による廃止については、賛成いたします。

都留会長 使側委員、他に御意見はございますか。

(無し)

都留会長 よろしいですか。労側委員、御意見いかがでしょうか。
尾野委員 産業別最低賃金については、法律の要件に基づいて、改正決定の申出があったところについては、やはり、きちっと議論をして、一定の結論を出すということは必要だと今でも考えております。ただ、この 2 つにつきましては、それぞれ中心となる組織が様々な理由で、この間、申出をしておりませんので、今回、この時期で廃止決定ということはやむを得ないのではないかと考えます。

都留会長 労側の他の委員の方はいかがですか。

(無し)

都留会長

よろしいですか。

それでは、東京労働局長からの「各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止決定について」の諮問に対して、当審議会としての意見を集約したいと思います。

東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金が、東京都最低賃金を下回っていること、東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金について、関係労使より 5 年以上改正申出が行われていないこと、この 2 つから、東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止については妥当であると思いますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」の声)

都留会長

それでは、東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止についての諮問に対しては、東京地方最低賃金審議会として、これらを廃止することの内容で答申してもよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声)

都留会長

それでは、ただ今の結論に基づきまして、東京労働局長あて答申したいと思います。答申につきましては、私と事務局で用意しますので、しばらくお待ちください。

(答申文(案)を会長に提示)

主任賃金指導官

それでは、答申文(案)をお配りさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(答申文(案)を配布)

主任賃金指導官

それでは、答申文(案)の読み上げをさせていただきます。

(答申文(案)朗読)

都留会長

ありがとうございました。この答申文(案)でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声)

都留会長 御異議ないようですので、答申文を局長にお渡しします。事務局は答申文の正本を作成してください。

(答申文を手交)

賃金課長 労働局長 ここで、前田労働局長より、あいさつを申し上げます。

ただ今、東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止決定につきまして、審議会の答申を頂きました。審議に当たりましては、各委員におかれましては当該特定最低賃金の現状等も踏まえて、それぞれのお立場で御判断いただいたことにつきまして感謝申し上げます。

私どもいたしましては、この答申を踏まえまして、今後、東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止決定に係る手続きを進めてまいりたいと考えております。

委員の皆さまには引き続き、審議会の運営につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

都留会長 どうもありがとうございました。それでは、事務局から今後の手順について説明してください。

賃金課長 まず、9ページの資料 No. 5 をご覧ください。

上から3つ目の廃止決定の審議及び答申をただ今、いただきました。以後の手續について申し上げます。

本日、東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止決定に係る答申をいただきましたので、最低賃金法第11条に基づき、答申内容の要旨及び関係労使で異議がある者は異義申出書を提出された旨の公示を15日間行います。それが、資料の4つ目の枠のところでございます。この異義申出書の提出を求める旨の公示につきましては、公示日が本日平成31年2月12日現在でございます。15日間行いますので、異義申出書提出期限は平成31年2月27日の予定となります。異義申出書提出期限までに答申内容について異義申出がなく、労働局長が廃止を決定した場合は最低賃金法第19条に基づき、廃止決定の官報公示手続を行います。一方、答申内容について、異義申出があった場合は、再度、審議会に諮り、審議いたします。審議の結果、答申を頂いて、労働局長が廃止を決定した場合は、同じく最低賃金法第19条に基づき、廃止決定の官報公示手続を行います。いずれの場合も効力発生日は、官報公示の日と

なります。

私からの説明は以上です。

都留会長

どうもありがとうございました。異義の申出が提出されれば、その内容について、改めて審議したいと思います。

それでは、議事（2）その他となりますが、他に何かございますか。

（無し）

都留会長

ないですか。無いようでしたら、本日の審議をこれで終了させていただきます。御審議ありがとうございました。

賃金課長

最後に事務局から事務連絡を差し上げたいと思います。次回本審つきましては、開催が決まり次第、事務局から皆さまに御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

都留会長

どうもありがとうございました。